

お も と

青年萬

公益社団法人札幌東法人会 広報誌

82号

2023年7月



公益社団法人
札幌東法人会

札幌東法人会 検索



<https://www.satsu-higashi.jp/>



004-0051 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-15 新札幌センタービル
TEL 011-802-6744 FAX 011-802-6745 E-mail : info@satsu-higashi.jp

法人会
消費税期限内納付
推進運動

白石の近代化のあゆみ

地下鉄東西線の延伸を境に、公共施設の充実とともにめざましく発展し続ける白石区



昭和57年、地下鉄東西線が白石駅から新札幌駅まで延伸したタイミングの同年、北海道博覧会が開催されました。これを機に、地下鉄の開通による街の発展と、厚別副都心計画の進展で著しく人口が増加したため、平成元年、厚別川を境界として厚別区が分区分となりました。



◀東札幌図書館

平成4年、JR白石駅前広場が開設。札幌白石温水プールが落成。平成9年には菊水図書館に代わる地区図書館として鉄筋コンクリート地上2階の「東札幌図書館」が開館。その後平成11年には川下公園の敷地内に、健康運動施設「リラックスプラザ」もオープンし、区民の健やかな暮らしの拠点整備が充実。



▲リラックスプラザは運動の後にゆったり入れる浴室施設完備。

平成15年は札幌市民防災センター、札幌コンベンションセンターなどが完成。コンベンションセンターは、大ホール、特別会議室、大小15の会議室を備え、様々な活動の活性化に重要な役割を担う。



▲コンベンションセンター

平成28年には老朽化した白石区役所に代わり、区役所、区民センター、保健センター、ちあふる・しろいし、えほん図書館などの施設を合築した白石区複合庁舎が完成しました。その1階には白石ふるさと会による白石郷土館がオープン。苦難に満ちた開拓の歴史を忘れることなく、「人情味あふれる風格あるまちづくり」を志す白石区ふるさと会の存在がこの区域の特色を次世代に伝えてくれています。



▲白石区複合庁舎

今後も多様な転入者を迎え入れ、様々な生活スタイルが混じり合う未来のまちづくりに、こうした様々な公共施設の存在は欠かせないものとなっています。区民の憩いの場、学びの場、交流の場を通じて人情味あふれる助け合いふれあいの輪が広がる街でありますように。

白石区の総合公園「川下公園」。屋内施設「リラックスプラザ」に注目。



園内には、「ライラックの森」、水遊びのできる170mの「カナル(水路)」と「壁泉」、バーベキューのできる「ピクニック広場」、有料施設として「テニスコート」、「パークゴルフ場」、「野球場」、さらに屋内施設の「リラックスプラザ」は、温水プール、浴室(加温・循環濾過式)のほか無料エリア、売店、室内公園を備えた全天候型施設となっています。



屋内施設のリラックスプラザは、温水プール、浴室(加温・循環濾過式)のほか無料エリア、売店、室内公園を備えた全天候型施設となっています。どなたでも気軽に入ってゆっくりとおくつろぎ下さい。なお、館内にあります食堂ではソフトクリーム・麺類・丼物の他、ビール等の販売をしています。室内公園や浴室・プールについては施設ホームページをご覧ください。《リラックスプラザ営業時間》9時00分～19時00分《浴室・プール営業時間》10時00分～19時00分 休館日/毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日) 機械設備定期点検期間及び、年末年始(詳しくはお問合せ下さい)。

もくじ

表紙	川下公園	5	活動報告
1	白石の近代化のあゆみ	6	全道大会・全国大会/租税教育活動
2	まちかどピックアップ/もくじ/表紙の声		裏表紙
3、4	税務署からのお知らせ		福利厚生制度のご紹介



表紙の声

川下公園/管理事務所:白石区川下 2651 番地3 外
<http://www.sapporo-park.or.jp/kawasimo/>
 川下公園管理事務所ピクニック広場開放期間:開放期間:4月29日から11月3日火気使用時間:朝10時から夕方16時まで※時間厳守をお願いいたします。川下公園のライラック園には、原種と園芸品種合わせて、約200種類1700株のライラックが植栽され、収集数は日本で最大の規模を誇っています。



健全な経営
 正しい納税
 社会に貢献



公益社団法人
札幌東法人会

札幌東法人会の公益事業

- ・ 税知識の普及・納税意識の高揚・税の提言に関する事業
- ・ 地域企業の健全な発展に資する事業
- ・ 地域社会への貢献を目的とする事業

札幌東法人会 検索 <https://www.satsu-higashi.jp/>

電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A:電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、3つの制度に区分されています。



1. 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置があります(あらかじめ届出書を提出している必要があります)。



2. スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

3. 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、1～3の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。



令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページでご説明します。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に 随時掲載していきます。

また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、[国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト](#)

検索 

こちらからも
特設サイトに
アクセス
できます



1 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

2 スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

- (1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。
- (2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。
- (3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

3 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

- (1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。
- (2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。
- (3) 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

- イ. 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)
- ロ. 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

改正前

○ 保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないことが原則だが、令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引データを出力することにより作成した出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくことをもって、その電子取引データの保存に代えることができる。(経過措置)

改正後

○ 左記の経過措置は、適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止。
○ 相当の理由があると認める場合(事前手続不要)、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。

活動報告

第1回 理事会

令和5年4月20日(木)アークシティホテル



新年度最初の理事会が開催され、令和4年度の事業報告および収支決算報告について審議の結果原案通り承認されました。

令和5年度 通常総会

令和5年6月1日(木)ホテルエミシア札幌



通常総会では多くの会員のご参加のもと、令和4年度の事業決算報告および2年ごとの役員改選が承認され新役員が誕生しました。

総務委員会

令和5年4月18日(火)アークシティホテル



前年度の事業報告ののち、今年度の理事会および通常総会などについての検討が行われ、積極的な意見交換がなされました。

第1回 女性部会役員会

令和5年4月7日(金)アークシティホテル



前年度の事業報告および収支決算報告が承認され、今年度の主な事業と定時総会開催に向けての協議が行われました。

女性部会定時総会／記念講演

令和5年5月18日(木)アークシティホテル



前年度の報告ののち、ノンフィクション作家の合田一道氏が「北海道の誕生がもたらしたものと」題した講演を行いました。

社会貢献委員会

令和5年4月18日(火)アークシティホテル



コロナ禍が沈静化し各行事が再開されるので、少年野球大会、白石区ふるさとまつり、厚別区民まつり等について議論されました。

第1回 青年部会役員会

令和5年4月10日(月)アークシティホテル



前年度の事業報告および収支決算報告が承認され、今年度の主な事業と定時総会開催に向けての協議が行われました。

青年部会定時総会／記念講演

令和5年5月11日(木)アークシティホテル



前年度の報告ののち、江別在住のパンコーディネーターである森まゆみ氏を講師に迎え、パンについての講演を行いました。

税制委員会

令和5年5月23日(火)アークシティホテル



税制委員の柿沼委員が急逝され、黙祷を捧げた後、来年度に向けた税制改正への提言事項についての検討が行われました。

税の啓蒙品贈与

令和5年3月22日(水)札幌市民防災センター



広く子供たちに税について学んでもらうため、センターへ訪れる児童向けの啓蒙品を安孫子青年部会長からセンター長へ寄贈しました。

少年選抜野球大会運営会議

令和5年5月20日(土)アークシティホテル



白石・江別・厚別の少年野球連盟役員と法人会担当者との運営会議が開催され、運営内容を協議しました。

福利厚生推進懇談会

令和5年3月23日(木)アークシティホテル



協力3社の皆さまを迎え、福利厚生制度の効果的な推進方法について、中井理事、林理事を交えて意見交換しました。

全道大会・全国大会

全国女性フォーラム愛媛大会

令和5年4月13日(木) アイテム愛媛



全国各地から1,900名を超える女性部会員が一堂に愛媛の地に集まり、「愛(え)顔咲く マドンナたちの新時代～ともに拓こう 媛(ひめ)の国から～」をスローガンとして第17回全国女性フォーラムが盛大に開催されました。

全道大会・全国大会

大会名	とき	ところ
第60回 税制改正提言全道大会 札幌大会	令和5年9月8日(金)	札幌市 / 札幌パークホテル
第22回 女性部会全道大会 とかち大会	令和5年10月6日(金)	帯広市 / とかちプラザ
第39回 法人会全国大会 群馬大会	令和5年10月18日(水)	高崎市 / メトロポリタン高崎
第37回 全国青年の集い 山形大会	令和5年11月10日(木)	山形市 / やまぎん県民ホール

地元や近隣での開催も予定されていますので多くの参加をお待ちしております。

租税教育活動 / 租税教室

青年部会では租税教育プレゼンテーションで培った、新たなコンテンツを活かして効果的な租税教育を進めています。



令和5年4月26日(水)
札幌市立本通小学校



令和5年4月27日(木)
札幌市立南郷小学校



令和5年5月9日(火)
札幌市立南白石小学校



令和5年5月9日(火)
江別市立大麻東小学校



令和5年5月11日(木)
札幌市立東川下小学校



令和5年5月16日(火)
札幌市立共栄小学校



令和5年5月16日(火)
札幌市立東橋小学校



令和5年5月18日(木)
札幌市立北郷小学校



令和5年5月19日(金)
札幌市立小野幌小学校



令和5年5月19日(金)
札幌市立米里小学校



令和5年5月31日(水)
札幌市立新札幌わかば小学校



令和5年6月8日(木)
札幌市立川北小学校

今後の予定 / 令和5年6月19日(月) 札幌市立もみじの丘小学校 6月21日(水) 江別市立大麻泉小学校
7月4日(火) 札幌市立厚別東小学校 12月 江別市立江別第一小学校

経営の守りを固める法人会会員限定の福利厚生制度

最長100歳までの**安心の長期保障**と
「経営安定資金」「退職金原資」の準備を両立

Lタイプαの魅力

最高解約返戻率 85% 以下

保険料は高いが、解約払戻金が多いプラン

Lタイプαは「保険金額」「保険期間」の設定に加えて、解約払戻金抑制割合を指定※することで「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計できる保険です。

Lタイプαはご希望に合わせてオーダーメイドできます

同封のチラシ資料に記載のプラン以外にもこのようなご希望に合わせてプランを設計できます！

より安い保険料で保障を確保したい

長期保障よりも当面の保障を確保したい

より解約払戻金を多くしたい

Point 1 小さな負担額で長期保障を確保

Lタイプαは、お亡くなりになった場合の保障を確保できる商品です。解約払戻金を考慮したお客さまの負担額は、「払込総保険料ー解約払戻金」となります。解約返戻率が高いプランでご加入いただくことで、保障確保にかかるコストを抑えることができます。

Point 2 勇退時期までつづく高い解約返戻率

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづくため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

Point 3 ご契約中の柔軟な見直し制度

L⇄Rスイッチなどの見直し制度を活用することで、経営状況の変化にも対応できます。

L⇄Rスイッチ(契約変換)の活用例

L⇄Rスイッチは、簡易な手続きで保障を見直しできる制度です。
 Lタイプαの解約払戻金を経営安定資金に活用しつつ保障を継続できるため、「急に資金が必要になった」など経営状況の変化にも柔軟に対応できます。



未来を語る人が好きです
大同生命

パワーハラスメント防止対策は進んでいますか？

すべての企業が労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」の対象となります！

職場でのパワーハラスメントの防止を企業に義務付ける法律(改正労働施策総合推進法)がすべての企業に適用され以下の対策を求められます。

1. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
2. 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
4. プライバシー保護措置・不利益取り扱いをしない定めおよびそれらの周知・啓発

訴訟例／上司等5人のパワハラで適応障害発症。合計約2,150万円の支払い命令！

40代従業員が、上司等から名誉感情を不当に害する言葉で退職勧奨をされたり、能力と経験からかけ離れた除草作業などを命じられ、適応障害を発症し休職。休職期間満了で退職となった。パワハラ行為による精神的苦痛は著しいとして、慰謝料500万円が認められた。(その他、治療費、弁護士費用等約74万円) また、長期間に渡る執拗なパワハラ行為により適応障害を発症したとし、労働基準法19条の定める「業務上の疾病」にあたり、休職期間満了による退職は無効とされ、未払い賃金等とあわせて、約2,150万円の支払いを命じられた。

企業を守り、従業員を守るために

管理体制を確認する	就業規則を整備する	従業員を教育する	万一の場合へ備える
労務コンプライアンス 簡易診断サービス	就業規則 コンサルティングサービス	ハラスメント/メンタル ヘルス関連講習サービス	不当解雇、ハラスメントなどの 雇用リスクに関する補償

パワハラ防止法に違反し、
 是正勧告に従わない場合は
 企業名を公表される場合があります！

AIG損保がパワハラ防止対策の構築をトータルでサポートします。



AIG AIG損害保険株式会社【引受保険会社】

「法人会の福利厚生制度」の
 メリットをご存じですか？

お役に立つアフラックの保険の活用方法「転入」のご案内

Q1. 「転入」とは何ですか？

経営者・従業員のみならず、個人(個別契約)で契約しているアフラックの保険を「法人会の福利厚生制度」扱いへ変更し、割安な集団取扱料率の保険料を適用することです。

Q2. どうして保険料が割安になるのですか？

「法人会の福利厚生制度」を通じてご契約いただいた会員企業のみならず、割安な集団取扱料率の保険料が適用されるからです。(※一部の保険商品や年払いは除く)

Q3. 「転入」するには、どのような手続きが必要ですか？

会員企業が既に「法人会の福利厚生制度」を採用している場合は、個人(個別契約)で契約しているアフラックの保険の転入手続き書類(転入届出書等)のご提出が必要です。会員企業が「法人会の福利厚生制度」を採用していない場合は、併せて制度採用のお手続き(アフラック所定の書類のご提出)が必要です。

Q4. アフラックの保険契約者は社内にいるのでしょうか？

日本では約9人に1人の割合で、アフラックの保険にご契約いただいています。例えば、従業員が30名の企業であれば、約3~4名がアフラックの保険を契約している可能性があります。
*総務省統計局 人口推計 総人口 令和5年(2023年3月1日現在(概算値))および「アフラック2022年統合報告書 2021年末時点の契約者数 ※個人保険・個人年金保険(年金支払開始後契約を含む)の保有契約を契約者(法人含む)単位に名寄せした数から算出

Q5. 社内のアフラックの保険契約者は、既に集団取扱料率が適用されていますか？

個人(個別契約)で契約されている場合、集団取扱料率の保険料は適用されていません。

Q6. 社内のアフラックの保険契約者は、どのように探せばいいですか？

社内での案内文の配布、ポスターの掲示、年末調整の控除証明書の確認等の手段があります。

転入案内には、3つのメリットがあります！

メリット
1

ご契約者のメリット

会員企業に勤務している間、保険料は集団取扱料率になります。
 (ただし、ご退職後は個別料率の保険料に変更となります。)

▶ 出費は少しでも節約して、がんや病気のお金の不安に備える

メリット
2

会員企業のメリット

従業員に対して福利厚生制度の充実に取り組む姿勢を示すことができます。

▶ 従業員へ「がん」に備える意識や健康対策の意識を伝えられる

メリット
3

法人会のメリット

法人会独自の福利厚生制度(=会員企業向けサービスの)PRになります。「福利厚生制度」による事務手数料収入が増加することで、法人会活動の充実に寄与します。

ステップ 1 社内のアフラック
 保険契約者の確認

ステップ 2 会員企業の
 制度採用手続き

ステップ 3 アフラック保険契約者の
 転入対応

Affac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
 法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

詳しくお知りになりたい方は、札幌東法人会公式ウェブサイトをご覧ください。

札幌東法人会 検索

<https://www.satsu-higashi.jp/>

詳しくは
 同封のチラシを
 ご覧ください。

